

日 調 連 発 第 1 1 3 号
平 成 3 0 年 8 月 9 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法定相続情報証明制度に関する事務の取扱いの一部改正について（参考送付）

土地家屋調査士会から標記の一部改正に関する通達の提供要請があり、当連合会から法務省民事局民事第二課へ提供方の依頼をしたところ、同課から別添のとおり送付がありましたので、参考までに送付します。

法務省民二第 1 6 6 号
平成 3 0 年 3 月 2 9 日

法 務 局 長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

法定相続情報証明制度に関する事務の取扱いの一部改正について

法定相続情報証明制度は、平成 2 9 年 5 月 2 9 日に施行された不動産登記規則の一部を改正する省令（平成 2 9 年法務省令第 2 0 号）により創設され、その事務については、平成 2 9 年 4 月 1 7 日付け法務省民二第 2 9 2 号当職通達「不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて」（以下「施行通達」という。）により取り扱うこととされているところです。

本制度の趣旨は、施行通達においても示しているとおり、相続人の相続手続における手続的な負担軽減と本制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しの契機を創出することにより、今後生じる相続に係る相続登記について、これが未了のまま放置されることを抑止し、相続登記を促進することです。

この趣旨に鑑み、平成 2 9 年 6 月 9 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 7」では、相続登記の更なる促進のため、「法定相続情報証明制度の利用範囲を拡大する」ことが明記されました。

今般、この利用範囲の拡大を実現するため、法定相続情報一覧図の記載内容を充実化等することとし、下記のとおり施行通達を改正して、本年 4 月 1 日から実施することとしましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

- 1 記の第 2 の 2 (13) の次に次の一文を加える。

また、規則第 3 7 条の 3 の規定により、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えて一覧図の写しが提供

された場合であって、規則第 2 4 7 条第 4 項の規定により当該写しに相続人の住所が記載されているときは、登記官は、当該写しをもって、当該相続人の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報としても取り扱って差し支えない。

2 記の第 2 の 3 (3) ウを次のように改める。

被相続人との続柄の表記については、戸籍に記載される続柄を記載することとする。

したがって、被相続人の配偶者であれば「夫」や「妻」、子であれば「長男」、「長女」、「養子」などとする。ただし、続柄の記載は、飽くまで被相続人との続柄である必要があることから、戸籍に記載される続柄では表記することができない場合、例えば被相続人の兄弟姉妹が相続人である場合は「姉」や「弟」とし、代襲相続がある場合であって被相続人の孫が代襲相続人となる場合は「孫」とする。

なお、申出人の任意により、被相続人の配偶者が相続人である場合にその続柄を「配偶者」としたり、同じく子である場合に「子」とすることでも差し支えない。

3 記の第 2 の 3 (3) に次の一文を加える。

コ 相続手続での利便性を高める観点から、被相続人の最後の住所に並べて、最後の本籍も記載することを推奨する。

なお、後記 5 (2) のとおり、被相続人の最後の住所を証する書面の添付を要しない場合には、被相続人の最後の住所の記載に代えて被相続人の最後の本籍を記載する必要があることに留意する。

4 別記第 1 号様式を別紙 1 のように改める。

5 別記第 2 号様式を別紙 2 のように改める。

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

(補完年月日 平成 年 月 日)

申 出 年 月 日	平成 年 月 日	法定相続情報番号	-	-
被相続人の表示	氏 名 最後の住所 生 年 月 日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日			
申 出 人 の 表 示	住所 氏名 ⑩ 連絡先 - - 被相続人との続柄 ()			
代 理 人 の 表 示	住所 (事務所) 氏名 ⑩ 連絡先 - - 申出人との関係 ☐ 法定代理人 ☐ 委任による代理人			
利 用 目 的	☐ 不動産登記 ☐ 預貯金の払戻し ☐ 相続税の申告 ☐ その他 ()			
必要な写しの通数・交付方法	通 (☐ 窓口で受取 ☐ 郵送) ※郵送の場合、送付先は申出人 (又は代理人) の表示欄にある住所 (事務所) となる。			
被相続人名義の不動産の有無	☐ 有 ☐ 無 (有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。)			
申出先登記所の種別	☐ 被相続人の本籍地 ☐ 被相続人の最後の住所地 ☐ 申出人の住所地 ☐ 被相続人名義の不動産の所在地			
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、相続手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から 3 か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。 (地方) 法務局 支局・出張所 宛				
※受領確認書類 (不動産登記規則第 2 4 7 条第 6 項の規定により返却する書類に限る。) 戸籍 (個人) 全部事項証明書 (通), 除籍事項証明書 (通) 戸籍謄本 (通) 除籍謄本 (通), 改製原戸籍謄本 (通) 戸籍の附票の写し (通) 戸籍の附票の除票の写し (通) 住民票の写し (通), 住民票の除票の写し (通)				

受領	確認 1	確認 2	スキャナ・入力	交付

受取

[illegible]

受領	確認	交付

受取
